

じ ぶん く い ぶん し せい ど
自分の暮らしに生かす福祉制度

こうざ 2 「障がいのある方の福祉制度」

えんしゅう 2 「障がい者福祉サービスの利用」

ひろしまし りょういくせんたーちいきしえんしつ
広島市こども療育センター地域支援室

しどういん
指導員

すずき
鈴木

しゅうすい
秀穂

「障がいのある方の福祉制度」

はじめに福祉制度と福祉サービスの説明をします。

1、手帳を持つことで使える制度を見てみましょう。

自分が持っている手帳で使えるサービスを見てみます。自分が持っている手帳の等級を確認して、表で見てください。

(資料は広島県ホームページより、「障害のある人びとの福祉2010」の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧を使います)

2、福祉サービスの内容を見てみましょう。

福祉サービスの種類は以下のようなものがあります。

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護 (ホームケア)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

	<p>りょうようかいご 療養 介護</p>	<p>いりょう じょうじかいご ひつよう ひと い りょうきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、</p> <p>りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょうせいかつ せわ 療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います</p>
	<p>せいかつかいご 生活介護</p>	<p>つね かいご ひつよう ひと ひるま にゅうよく はい しょくじ かいご 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護</p> <p>など おこな そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう き かい ていきょう 等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供</p> <p>します</p>
	<p>しせつにゆうしよしえん 施設入所支援</p>	<p>しせつ にゅうしよ ひと やかん きゅうじつ にゅうよく はいせつ しょくじ かいご 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護</p> <p>など 等をおこないます</p>
	<p>きょうどうせいかつかいご 共同生活介護 (ケアホーム)</p>	<p>やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこ じゅうきよ にゅうよく はいせつ しょくじ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事</p> <p>かいごなど の介護等をおこないます。</p>
<p>く ん れ ん と う き ょう つ い ふ</p> <p>訓練等給付</p>	<p>じりつくんれん 自立訓練 きのうくんれん せいかつくんれん (機能訓練・生活訓練)</p>	<p>じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いっていきかん 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、</p> <p>しんたい きのう また せいかつ のうりよく こうじょう ひつよう くんれん 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を</p> <p>おこな 行います</p>
	<p>しゅうろういこうしえん 就労移行支援</p>	<p>いっばんきぎょうなど しゅうろう きぼう ひと いっていきかん しゅうろう 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に</p> <p>ひつよう ちしきお よのうりよく こうじょう ひつよう くんれん 必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います</p>
	<p>しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 がた こようがた がた (A型＝雇用型、B型)</p>	<p>いっばんきぎょうなど しゅうろう こんなん ひと はたらば ていきょう 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると</p> <p>ちしき およ のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな ともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います</p>
	<p>きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)</p>	<p>やかん きゅうじつ きょうどう せいかつ おこな じゅうきよ そうだん にちじょう 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常</p> <p>せいかつじょう えんじよ おこな 生活上の援助を行います</p>

ちいきせいかつしえんじぎょう ひろしまし
地域生活支援事業 (広島市)

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>ないよう 内容</p>
<p>そうだんしえんじぎょう 相談支援事業</p>	<p>しょうがい ひと ほごしゃ かいごしゃ そうだん おう ひつよう 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要</p> <p>しょうほうていきょうなど けんりようご ひつよう えんじよ おこな な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>じりつ しえんきぎょうかい せっち ちいき そうだんしえん たいせい また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワー</p> <p>こうちく おこな クの構築を行います。</p>
<p>にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業</p>	<p>じゅうどしょうがい ひとなど たい じりつせいかつしえんようぐなどにちじょうせいかつ 重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活</p>

	ようぐ きゅうふまた たいよ おこな 用具の給付又は貸与を行います。
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	おくがい い どう こんなん しょうがい ひと がいしゅつ 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための しえん おこな 支援を行います。
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	しょうがい ひと かよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう ていきょう 障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、 しゃかい こうりゅう そくしんとう べんぎ はか 社会との交流の促進等の便宜を図ります。
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	かぞく しゅうろうしえんおよ いちじてき きゅうそく にっちゅう しせつ 家族の就労 支援及び、一時的な休息のために、日中、施設など いちじてき りょう みまち とう う で一時的に利用して、見守り等のサービスを受けます
しゃかいさんかしえん 社会参加支援 がいしゅつ 社会参加支援 がいしゅつ 派遣事業	がいしゅつなどしゃかいさんか かつどう しみん しゃかいさんか 外出等社会参加活動をするとき、市民ボランティアの社会参加 しえん はけん う 支援が「ハパ」の派遣を受けられます。 いどう しえんじぎょう あわ りょう ばあい あ つき じかん しょうげん ※移動支援事業を併せて利用する場合、合わせて月80時間を上限 とする。

3、福祉サービスの申請方法について説明します

(1) 福祉サービスを利用する準備

- まず、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの「手帳」を申し込みましょう。
- 手帳が無い場合でも、発達障害の診断があれば、主治医の意見書で利用が可能です。

(2) サービスの負担額

- 児童の世帯は使ったサービスに応じた負担(利用料金の1割負担)が発生します。(世帯収入によって、上限額が決まります)。
- 18歳以上の方は、本人収入に応じて負担が発生します。収入が少ない場合は、負担額も下がります。

(3) サービスの申請方法について

Q1 「申請はどこに行けばよいですか？」

→ お住まいの区の福祉事務所です。市外の方は市町村役場の福祉課へ。

Q2 「申請の時に、準備するものはありますか？」

→ 各種手帳、印鑑を持って行きましょう。その場で申請できます。希望するサービスの数によって、申請書の枚数が違います。

Q3 「申請の時に気をつける点がありますか？」

→ 18歳以上の場合は、その日は申請書を記入後、日を改めて（希望するサービスによって）障害程度区分認定を受ける必要があります。

Q4 「すぐに使えますか？」

→ 1カ月程度かかるとお考えください。サービス利用を開始したい時期を検討して、余裕をもって申請に臨みましょう。

Q5 「支給決定後の流れは？」

→ 区役所は、「〇〇サービスを〇〇時間使ってもいい」という時間数（支給量）の決定のみを行います。

支給決定後は、事業所の一覧表から、事業所を選んで連絡します。事業所と、利用の時間、曜日、ヘルパーの性別などの条件があれば、契約に至ります。一つの事業所だけでなく、複数の事業所と契約が可能です。

・制度のことや、サービスのことなど、分からないことがあったり、聞きたいこと、困ったことがあったりする時は、地域の相談機関を活用しましょう。

① 広島市の区の福祉事務所（サービスや、制度の申請など）

福祉事務所名	電話番号
なかひろくしむしょ 中福祉事務所	082-504-2588
ひがしひろくしむしょ 東福祉事務所	082-568-7734
みなみひろくしむしょ 南福祉事務所	082-250-4132
にしひろくしむしょ 西福祉事務所	082-294-6346

あさみなみふくしむしよ 安佐南福祉事務所	082-831-4946
あさきたふくしむしよ 安佐北福祉事務所	082-819-0608
あきふくしむしよ 安芸福祉事務所	082-821-2813
さえきふくしむしよ 佐伯福祉事務所	082-943-9769

② 広島市知的障害者更生相談所（療育手帳の判定）

そうだんきかん 相談機関	でんわばんごう 電話番号
ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじよ 知的障害者更生相談所	082-263-3695

③ 障害者相談支援（障害福祉サービスの利用援助や、各種情報の提供）

そうだんまどぐち 相談窓口	しゆ たいしよ 主たる対象	しよざいく 所在区	でんわばんごう 電話番号
せいきよ 生協 ひろしま障がい者相談支援センター	しんたい ちてき せいしん 身体・知的・精神	なかく 中区	082-503-0715
ひろしまし 広島市子ども療育センター地域支援室	ちてき 知的	ひがしく 東区	082-263-0683
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターぬくもりのサロン	せいしん 精神	ひがしく 東区	082-289-6088
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターふれあい	せいしん 精神	みなみく 南区	082-250-7830
そうだんしえんじぎょうしよ こうせいがくえん 相談支援事業所 光清学園	しんたい ちてき せいしん 身体・知的・精神	みなみく 南区	082-254-0905
しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 いくせい	ちてき 知的	にしく 西区	082-537-1771
しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターめーぷる	しんたい ちてき 身体・知的	にしく 西区	082-503-5758
おおたがわがくえんそうだんしえんじぎょうしよ 大田川学園相談支援事業所	ちてき 知的	あさみなみく 安佐南区	082-848-0130
せいかつしえん 生活支援センターあさみなみ	しんたい ちてき せいしん 身体・知的・精神	あさみなみく 安佐南区	082-870-2788
ほくぶ 北部子ども療育センター療育相談室	ちてき 知的	あさきたく 安佐北区	082-814-5801
せのがわがくえんしょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしよ 瀬野川学園障害者相談支援事業所	ちてき 知的	あきく 安芸区	082-894-8958
モルゲンロート	せいしん 精神	あきく 安芸区	082-892-3050
せいぶ 西部子ども療育センター療育相談室	ちてき 知的	さえきく 佐伯区	082-943-6831
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターいつかいち	せいしん 精神	さえきく 佐伯区	082-943-5562

4、サービスや、^{せいど}制度をパソコンで^{しら}調べましょう

①「^{しょうがい}障害のある^{ひと}人びとの^{ふくし}福祉」

^{けんない}県内の^{じぎょうしょ}事業所の^{いちらん}一覧が^み見れます。

^{ひろしまけん}広島県ホームページ → ホームページの上で^{うえ}検索「^{しょうがい}障害のある^{ひと}人びとの^{ふくし}福祉」

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1288079109843.html>

② ^{ひろしまし}広島市のホームページ

トップページ → 「^{しょうがいふくし}障害福祉」で、^{ひろしまし}広島市の^{ふくし}福祉の^{じょうほう}情報が^え得られます。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp>

③ ^{こうせいろうどうしょう}厚生労働省のホームページ

トップページ → 「^{しょうがいふくし}障害者福祉」で、^{ほうりつ}法律や^{せいど}制度の^{どうこう}動向を^み見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/>

5、サービスを利用するにあたって

サービスを利用する前に、「^{じぶん}自分の^{せいかつ}生活を^{ふりかえり}ふりかえりましょう！」（^{せいかつ}生活チェックシートを^{つか}使ってください）で^{じぶん}自分の^{せいかつ}生活のことを^か書きます。

- それぞれの^{こうもく}項目について、1～3番で、^{ばん}あてはまるものに○をつけてみましょう。
- 自分の^{じぶん}希望や、^{きぼう}どんなところに^{たす}助けが^{ひつよう}必要なのか^か書いてみましょう。
- ^わ分からないことは、^{ちか}近くにいる^{そうだん}スタッフに^か相談しながら書いてみましょう。
- 自分でできるところ、^{たす}助けがいるところを知っておくことは、^しどんなサービスを^{りよう}利用したいか^き決める^{とき}時に^{たす}助けになります。

えんしゅう しょう しゃふくし りょう
演習2「障がい者福祉サービスの利用」

これから、福祉サービスの利用について考えます。

1、「これからやってみたいこと」を書いてみましょう。

- サービス利用を考える前に、まず、自分がやってみたいことを書いてみましょう。
(できる、できないではなくて、やってみたいことを書いてみましょう)
- 「やってみたいこと」は、ひとつでなくていいです。たくさんあってもいいです。
- 例を見ながら、考えてもいいです。(ニード整理表に例を参考にして記入していきましょう)
- わからない時は、スタッフの人と話をしながら書いてみましょう。

<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしをしたい 〇〇のコンサートに行きたい 旅行に行きたい <p>など</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 家を探すことが不安 家賃を払えるか不安 チケットの買い方がわからない 相談するところがない <p>など</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 一緒に家を探す お金の管理 チケットの予約を教えてください(パソコンの予約など) <p>など</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族 ヘルパーさん 近所の人 友だち 相談支援 かけはし <p>など</p>
---	--	--	---

やってみたいこと	それをするのに不安なこと	助けてもらいたいこと	助けてくれそうな人 使えそうなサービス

きにゅうらんちい (記入欄小さくして、省略 しています)

2、「サービス利用計画」について

「これからやってみたいこと」の中から1つ選んで「サービス利用計画」を作ってみましょう。（サービス利用計画の例を参考にしてみましょう）

- ① はじめに「目標」の欄に、「これからやってみたいこと」の中から一つ選んで入れます。
- ② 「目標に必要なこと」を考えてみましょう。（それをするのに必要なことを考えてみましょう）。分からない時はスタッフに聞きましょう。例を見て考えてもいいです。
- ③ 「自分の状態」は、「自分の生活をふりかえりましょう！」（生活チェックシート）を見ながら、書き入れます。書き方が、分からない時はスタッフに聞きましょう。例を見て考えてもいいです。
- ④ 「どうしたらできそう？」は、できないことがあれば、何を助けてもらったらできそうか書いてみましょう。
- ⑤ 「助けてくれる人・回数・場所など」は、パソコンでも調べてみましょう。パソコンの使い方、調べ方の方法は、近くにいるスタッフに聞いてみましょう。

3、「週間サービス利用表」について

「サービス利用計画」の「助けてくれる人・回数・場所など」の欄から、福祉サービスの項目があれば、「週間サービス利用表」に時間と種類を記入します。

おわりに

サービスや制度の利用を考えていく中で、「何を助けてもらいたいのか」「自分でどこまでできるのか」など、自分の今の環境や生活を振り返り、今後の生活に向けて考えていく機会になればと思います。